基発第０３３１００６号
平成１８年３月３１日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

検査業者及び作業環境測定士の登録に対する登録免許税の課税について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成１８年法律第１０号。以下「改正法」という。）により登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）の一部が改正され、平成１８年４月１日から労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく検査業者及び作業環境測定法（昭和５０年法律第３２号）に基づく作業環境測定士の登録に対して登録免許税が課されることとなったところである。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。また、今回の改正の内容について、関係機関への周知を図られたい。

記

第１　改正の趣旨

平成１８年度税制改正の要綱（平成１８年１月１７日閣議決定）において、検査業者及び作業環境測定士の登録について、「登録免許税の課税対象とするとともに、その他所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、登録免許税法の改正により、検査業者及び作業環境測定士の登録に対して登録免許税が課されることとなったものである。

第２　改正の内容

１　検査業者の登録に対して一件当たり９万円、第一種作業環境測定士の登録に対して一件当たり３万円、第二種作業環境測定士の登録に対して一件当たり１万５千円の登録免許税が課されること。（改正法第５条による改正後の登録免許税法第２条並びに別表第１第８３号（１）及び同表第３２号（２２）関係）

２　平成１８年４月１日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと。（改正法第５条による改正後の登録免許税法第２条及び別表第１第８４号（1））

また、平成１８年４月１日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に対して一件当たり３万円の登録免許税が課されること。（改正法附則第６１条第６項関係）

３　登録免許税の課税に伴い、検査業者の登録に対してこれまで徴収していた手数料が廃止されること。（改正法附則第１８８条による改正後の労働安全衛生法第１１２条関係）

第３　登録免許税の課税に伴う事務処理について

検査業者の登録申請者は、これまでの手数料の納付に係る収入印紙に代えて、登録免許税の納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出することとなり、また、作業環境測定士の登録申請者は、これまでの手数料の納付に係る領収証書に加え、登録免許税の納付に係る収入印紙又は領収証書を登録申請書にはり付けて提出することとなるなど、登録に係る事務処理に変更があること。

当該事務処理については、別に定めることとしたこと。

参考資料　別添　登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

別添

登録免許税の課税後の登録に係る手数料等について

平成１８年４月１日から、新たに検査業者及び作業環境測定士の登録に登録免許税が課税されることとなる。この場合における登録免許税及び手数料の取扱いは以下のとおりとなる。

①　検査業者（労働安全衛生法第５４条の３）の登録

現　　行	改　正　後
手数料　44,000（円）	登録免許税　90,000（円） ※手数料は廃止。

②　作業環境測定士（作業環境測定法第７条）の登録

現　　行	改　正　後
手数料　25,800（円）	（第１種作業環境測定士） 手数料　25,800＋登録免許税　30,000（円） （第２種作業環境測定士） 手数料　25,800＋登録免許税　15,000（円）

※　①については手数料が廃止されるが、②については登録免許税と手数料が併科される。

※　②について、平成１８年４月１日以後に第１種作業環境測定士の登録を受けた者（登録免許税を納付して当該登録を受けた者）が、作業環境測定機関の登録を受ける場合、作業環境測定機関の登録に対する登録免許税は課されない。

また、平成１８年４月１日前に第１種作業環境測定士の登録を受けた者（登録免許税を納付せずに当該登録を受けた者）が、作業環境測定機関の登録を受ける場合、作業環境測定機関の登録に対する登録免許税として３万円を納付する必要がある。